第４章　災害時初動期編

避難を開始し、避難所に入るまでの行動をまとめると共に、避難所に入ってから概ね発災後 24 時間後までの最初期にすべきことをチェックリスト形式でまとめています。

開設担当になった人は各担当のチェックリストを確認しながら、避難所の開設を進めましょう。

＜初動期対応の全体像＞

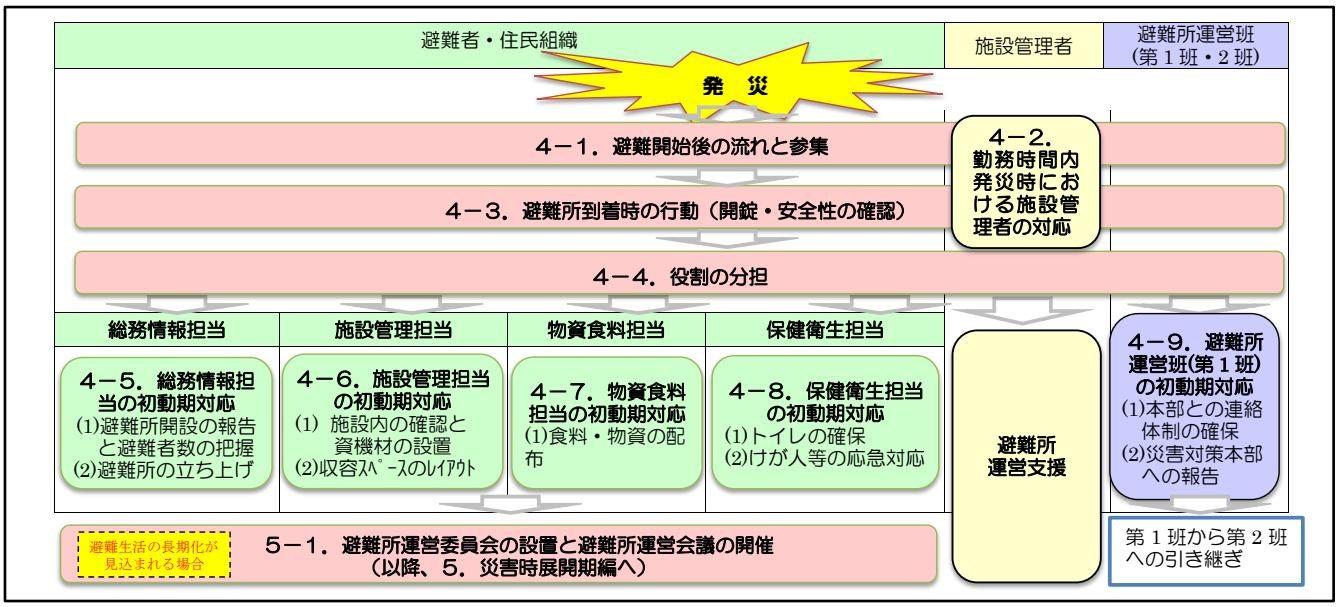

＜行動主体別の色の分類＞

- ・・・全員で行うこと（または複数の主体で担当すること）
- ・・・主に施設管理者が行うこと（学校職員・施設職員等）
- ・・・主に避難者が行うこと
- ・・・主に宮古市職員が行うこと（避難所運営班）
- ・・・主に住民組織が行うこと（自主防災組織・自治会町内会等）
- ・・・主に市災害対策本部が行うこと

4-1. 避難開始後の流れと参集

- 各地域における津波からの避難行動については「津波避難計画」を、自主防災組織の活動については「自主防災組織活動マニュアル」を確認しましょう。

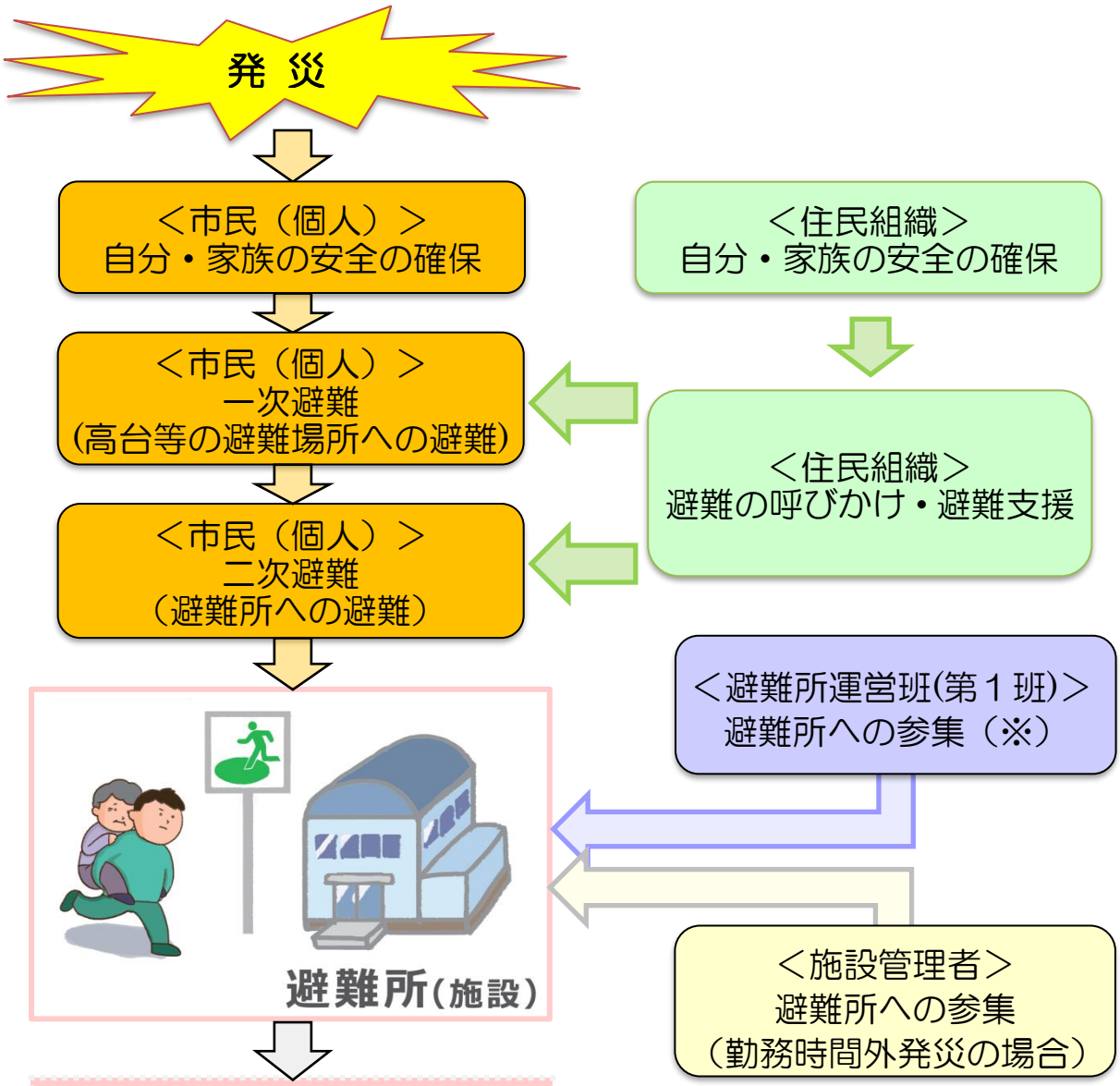

４－３．　避難所到着時の行動（開錠・安全性の確認）へ

勤務時間内発災については、「４－２．勤務時間内発災における施設管理者の避難所対応」を参照

（※）避難所運営班（第１班）の参集について

- 震度５弱以上の地震が発生した場合、又は津波注意報・警報が発表された場合（風水害の場合は警戒・対策本部の指示等）、予め定められた宮古市職員が「避難所運営班（第１班）」として所定の避難所に参集します。（ただし、すべての避難所に避難所運営班第１班が割り当てられているわけではありません）
- 避難所運営班の班員は災害の状況によって避難所に参集できない場合があります。その場合は、施設管理者、自主防災組織、町内会・自治会等に連絡するものとします。

（※）一次避難と二次避難について

＜一次避難（高台等の避難場所への避難）＞

①避難行動の開始

○強い地震や弱い地震でも長いゆっくりとした揺れが発生した場合、または大津波・津波警報が発表された場合、出来るだけ早く、原則徒歩（自転車・バイクの使用は奨励）で近くの避難場所（高台）への避難行動を開始します。

②避難中

○津波到達前に、避難場所へ到着できない場合でも、出来るだけ避難目標地点への避難を目指しましょう。

○ここなら安心と思わず、常により高い場所を目指しましょう。

○**元の場所には絶対に戻らないで下さい**。

＜二次避難（避難所への避難）＞

③避難場所等到着後

○避難場所等において、周囲の避難者と協力しながら、防災行政無線やテレビ、ラジオ、携帯電話等での情報収集を行います。

○警報発令中は**元の場所には絶対に戻らないで下さい**。

④津波警報及び注意報解除後

○被災状況と安全を確認し、避難所への移動、もしくは自宅への帰宅を判断します。安全を確認し、帰宅が可能であれば帰宅します。

○帰宅をする際や、避難所への移動を行う際には、消防団や自主防災組織、周囲の避難者等と相互に協力し合いましょう。

○帰宅が困難な場合（自宅もしくは避難経路の損壊等）は、周囲の安全を確認し避難所へと移動します。

（参考）「避難場所」と「避難所」のちがい

○避難場所	津波の危険から身を守るため真っ先に目指す場所（高台）のことで、避難対象地域の外に市が指定するものです。（公園、緑地、広場、その他公共用地など）
○避難所	避難生活がある程度長引くと考えられる場合、自宅の損壊などにより自宅での生活が困難な避難者が生活するための施設です。（学校、公民館など）

※地域独自で、民有地等を活用した一時的に避難する場所を定めている場合には、被災時の孤立を防止するためにも、市に連絡して下さい。

4-2. 勤務時間内発災における施設管理者の避難所対応

- 勤務時間内（学校運営時等）発災の場合、教職員等の施設管理者は児童や生徒、施設利用者の保護を第一とする中で、可能な範囲で避難所開設の準備・運営への協力を行うものとします。

チェック

施設（校舎等）点検措置と被害状況の確認

- 以下の担当で校舎施設の点検を行う（学校の場合）。

ア　総括（担当：校長、副校長）→全体指導、災害対策本部との連絡等
イ　ガス関係（担当：用務員）　→ガスの元栓を閉める
ウ　消火活動（担当：教職員）　→初期消火・宮古消防署（１１９）への通報
エ　水道関係（担当：副校長）　→水道管破裂による水漏れがある場合、市上下水道部に連絡した上で、元栓を閉める。

チェック

避難所開設の協力

- 震度５弱以上の地震が発生した場合、又は津波注意報・警報が発表された場合（風水害の場合は警戒・対策本部の指示等）、避難所の開設準備を行う。

※次ページ以降、勤務時間外（土日・祝日・夜間等）における行動手順や各班の役割分担を示していますが、勤務時間内の発災においては、施設管理者は児童・生徒、施設利用者の保護を第一とする中で、可能な範囲で以下の項目をはじめとする避難所開設・運営に協力するものとします。

→4-5．総務情報担当の初動期対応　（２）避難所の立ち上げ→4-6．施設管理担当の初動期対応　（１）施設内の確認と資機材の設置
→4-8．保健衛生担当の初動期対応　（１）トイレの確保
→4-8．保健衛生担当の初動期対応　（２）けが人等の応急対応

4-3. 避難所到着時の行動（開錠・安全性の確認）

- 避難所に到着したら、庁舎点検チェックリスト（40P）を使って必ず建物の安全性を確認した上で、避難者を中に入れるようにしましょう。

チェック

鍵を開錠します

- 土日休日や夜間などは、鍵を持っている人や避難所キーボックスの操作が可能な人（避難所運営班第１班や自治会・町内会の会長など）の中で最初に避難所に到着した人が避難所の鍵を開けます。

※ 開錠しても、建物の安全性が確認できるまでは、避難者を避難所内に入れないようにします。

チェック

建物の安全性を確認します

- 庁舎点検チェックリスト（40P）に基づいて、開錠した住民組織または施設管理者は、建物自体が使用可能か確認します。
- 安全確認の間、避難者には校庭等の施設外での待機を呼びかけます（雨天時など、状況に応じて屋根がある場所に待機してもらいます）

※建物に損壊部分があるなど危険だと判断される場合は、他の安全な避難所に移るものとします。その場合は、市災害対策本部に連絡を取ります。

チェック

避難者を施設内に受け入れます

- 施設内等に、ガラスの破片等が散乱している場合は、予め散乱物を除去した上で避難者を施設内に受け入れます。

※ 感染症等まん延時には、自覚症状（体調）の有無を確認し、検温を行うこと。

＜補足＞
防災備蓄倉庫が避難所となる建物の外にある場合は、安全確認を行っている間に防災備蓄倉庫を開け、避難者収容に向けた準備を進めましょう。

感染症対策受付実施方法

避難者が来るまでの実施内容

チェック

テーブルを組み立て、所定の場所（出入り口付近）に設置します

チェック

付属の説明書を見ながらスタンディングパーテーションを組み立て、飛沫防止用ビニールシートをクリップ止め（写真１）にてテーブルの後面（出入口と逆側）に設置します。（写真２）

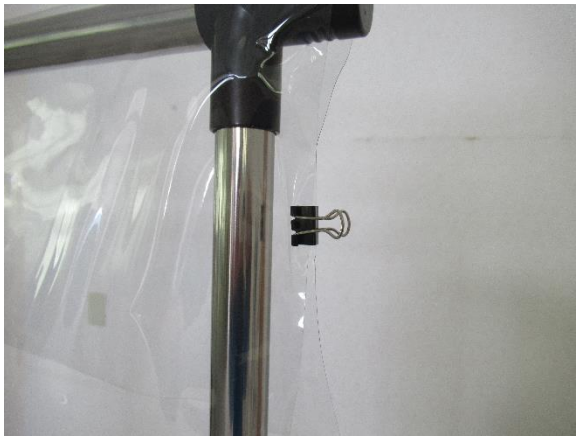

写真１

写真２

チェック

テーブルの上に手指消毒液、簡易避難者カード及びボールペンを設置します。（写真３）

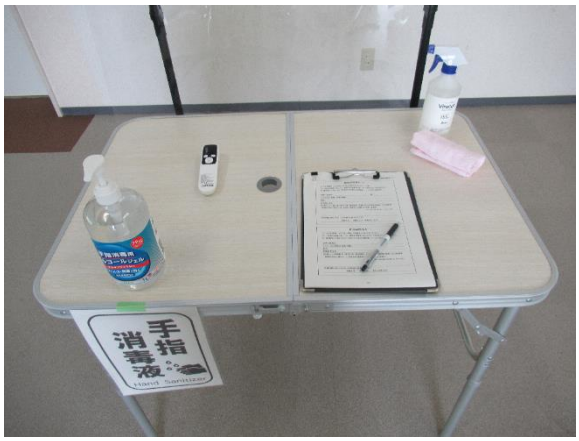

写真３

チェック

体温計を準備し、感染防止対策用のガウン及びプラスチック手袋を着用し、マスク、フェイスガードを着用します。（写真４）

写真４

チェック

ワンタッチパーテーションを設置し、パーテーション内部に簡易ベッドを設置します。（２セット）

避難者が避難をしてきた場合の実施内容

チェック

体温計にて避難者の検温を実施してください。複数の避難者が同じタイミングで避難をしてきた場合は、待機列の間隔を取ったうえで整列するよう避難者に適宜指導してください。

チェック

検温に問題がないことを確認して、手指消毒を依頼してください。

チェック

スタンディングパーテーション越しに避難者と会話をして、体調を確認（※１）したら、簡易避難者カードに氏名等の記入を依頼してください。

※１
体調確認の際、コロナ感染症の感染有無、感染疑いの有無（濃厚接触者・接触者）の確認もお願いします

チェック

記入が終わったら、避難者を避難スペースに案内し、避難者が受付スペースから移動後（※２）、避難者カードを回収してください。

※２
コロナ感染症に感染している方、感染の疑いがある方（濃厚接触者・接触者）、または体調不良者の方である場合には、ワンタッチパーテーション内に誘導してください。

チェック

アルコール除菌剤と布巾にてボールペンを消毒してから、次の避難者を受付スペースに誘導して同様に受付対応を実施してください。

チェック

避難所閉鎖時には着用していたガウン、プラスチック手袋を外す際は、表面に触れないように実施し、ゴミ袋に入れたうえで退散してください。なお、ゴミ袋には他のものは入れないようにしてください。

【庁舎点検チェックリスト】

（※「庁舎」を「建物」に読み替えて使用してください）

年　　月　　日　　時　　分　点検者氏名：

★一見して危険と言えるか		
□危険とは言い切れない	→	庁舎外部点検開始
□一見して危険である	→	点検終了（庁舎立入禁止）

1.庁舎外部点検（立入禁止の判定となった場合は庁舎に入ることができません）

点検項目	チェック	判定
①庁舎に傾斜や沈下はないか		
ないと感じる。		立入可能
わずかに傾いているように感じる。 わずかに沈下している。		立入注意

立入注意（わずかに沈下）

立入注意（わずかに沈下）

点検項目	チェック	判定
②庁舎の倒壊による危険はないか		
ひび割れがあるが、コンクリートの浮きや剥落はない。		立入可能
斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		立入注意
大きなX字形のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。 壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止

立入注意（わずかな剥落）

立入禁止
（鉄筋がかなり露出）

点検項目	チェック	判定
③隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険はないか		
危険はない。		立入可能
隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、庁舎への影響はないと考えられる。		立入注意
隣接建築物や鉄塔等が庁舎の方向に傾いている。 周辺地盤が大きく陥没または隆起している。		立入禁止

立入注意
（地割れの影響はない）

立入禁止（大きく陥没）

「立入禁止」が１つもない→庁舎内部点検へ進む

2.庁舎内部点検（立入禁止の判定となった場合は庁舎に入ることができません）

点検項目	チェック	判定
①庁舎内の床の傾斜はないか		
ないと感じる。		立入可能
明らかに傾いていると感じる。		立入禁止

点検項目	チェック	判定
②廊下や階段に変形・損傷はないか		
ひび割れがあるが、コンクリートの浮きや剥落はない。		立入可能
斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		立入注意
大きなX字形のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。 壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止

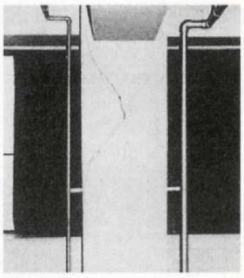
立入注意
（わずかな剥落）

立入禁止
（著しい剥落）

立入禁止
（著しい剥落）

●庁舎外部点検における注意事項

注意事項	チェック
①外装材のひび割れ、はがれなどによる落下の危険はないか	
大きなひび割れが入り、落下しそうである。	□あり □なし
注意する箇所(例)(外装材落下の危険) 注意する箇所(例)(外装材落下の危険)	
②窓枠・窓ガラスの落下による危険はないか	
広範囲で窓ガラスが破損している。窓枠が変形しガラスが落下しそうである。	□あり □なし
③突起物の落下・転倒による危険はないか(庇、渡り廊下、屋上工作物、室外機、外灯、塀など)	
大きなひび割れや傾きがあり、落下・転倒しそうである。	□あり □なし
④ガス漏れはないか	
ガスの臭いがする。	□あり □なし
※ガスの臭いがする場合はガスメーターの栓とガス機器のガス栓を閉め、すぐガス会社に連絡をする。 ※火気は絶対に使用しない。着火源となる換気扇、電灯等のスイッチには絶対に手を触れない。	
ガスメーター(例) ガスメーター(例)	
⑤電力の引き込み線に異常はないか	
引き込み柱が倒れている、または引き込み線が切断している。	□あり □なし
※電線に触れないよう、柵をするなどの処置をする。	
⑥その他設備に異常はないか	
燃料漏れ、水漏れ等の異常がある。	□あり □なし

●庁舎内部点検における注意事項

注意事項	チェック
①壁材や壁取付器具の損傷・落下による危険はないか	
壁材や壁取付器具が落下しそうである。	□あり □なし
②天井材や天井取付器具の損傷・落下による危険はないか	
天井材や天井取付器具が落下しそうである。	□あり □なし
③ガス漏れはないか	
ガスの臭いがする。	□あり □なし
※ガスの臭いがする場合はガスメーターの栓とガス機器のガス栓を閉め、すぐガス会社に連絡をする。 ※火気は絶対に使用しない。着火源となる換気扇、電灯等のスイッチには絶対に手を触れない。	
④設備機器に異常はないか(受電盤、ボイラー、冷凍機など)	
停電している、または警報が鳴っている。	□あり □なし
異音や異臭がする、または設備機器が転倒・破損したり、落ちかかったりしている。	□あり □なし
※上記いずれかに該当する場合、専門家に点検を依頼する。	
⑤自家発電設備に異常はないか	
自家発電設備が正常に動作している。	□あり □なし
警報が鳴っている。	□あり □なし
異音や異臭がする、または設備機器が転倒・破損したり、落ちかかったりしている。	□あり □なし
※上記いずれかに該当する場合、専門家に点検を依頼する。	
⑥その他設備に異常はないか	
燃料漏れ、水漏れ等の異常がある。	□あり □なし

★点検終了後、危険な箇所は立入禁止の柵などで囲うようにしてください。

＜出典：庁舎緊急点検マニュアル（北陸地方整備局）に一部追記＞

4-4. 避難所開設の分担の割り振り

- 避難所に集まった住民組織、避難者、避難所運営班、施設管理者で、開設における担当の割り振りをします。

チェック

避難所開設担当の割り振りをします

- 避難所を開錠した時点で、集まった住民組織、避難者、避難所運営班、施設管理者で下記の担当を割り振ります。
- 開設リーダーは、防災士や住民組織の代表等が務めるのが望ましいです。

＜避難所開設担当割り振り表＞

開設リーダー				
総務情報担当				
施設管理担当				
物資食料担当				
保健衛生担当				

4-5. 総務情報担当の初動期対応　（１）避難所開設の報告と避難者数の把握

- 避難所運営班第１班がいない場合、第１班の代わりに災害対策本部に避難所開設の報告を行います。その後、災害対策本部からの呼びかけに対し、避難者数を報告します。
- また、避難してきた方に「様式 1 簡易避難者カード」を記入してもらいます。この段階では、避難者の数と、けが人・要配慮者の有無の把握が目的となります。

チェック

（※避難所運営班第１班がいない場合）
災害対策本部へ避難所開設の報告（第１報）を行います

- この時点で避難所運営班が参集していない（または参集できない）場合は、移動系防災行政無線等を用いて、災害対策本部へ避難所開設の報告（第１報）を行って下さい。　⇒ 参考：４－９．（１）本部との連絡体制の確保

チェック

避難者に「様式 1 簡易避難者カード」を記入してもらいます。

- 受付で避難者に「様式 1 簡易避難者カード」を記入してもらいます。
- ※　感染症等まん延時には、自覚症状（体調）の有無、体温等も記入

チェック

避難者の人数を把握し、避難所運営班(第１班)に伝えます。

チェック

（※避難所運営班第１班がいない場合）
災害対策本部からの呼びかけに対し、避難者数を報告します。

- 災害対策本部から移動系防災行政無線を通じて、各避難所の避難者数を確認する呼びかけが行われます。避難所運営班がいない場合は、総務情報担当が呼びかけに応答して、避難者数を報告し、以降、避難所運営班が参集するまで報告を続けて下さい。　⇒ 参考：４－９．（２）災害対策本部への報告

避難生活の長期化が見込まれる場合

チェック

「様式 2 入所用避難者カード」を配布し、避難者名簿を作成します。

- 避難所にとどまる人に「様式 2 入所用避難者カード」を記入してもらいます。
- 初動対応が落ち着いた段階で「様式 3 避難者名簿」を作成します。

4-5. 総務情報担当の初動期対応　（2）避難所の立ち上げ

- 備蓄倉庫の鍵を開け、避難所運営に必要な物品を取り出します。
- 避難所の看板を設置し、留意事項等を記した掲示物を貼り出します。

チェック

備蓄倉庫の鍵を開け、避難所運営に必要な物品を取り出します

- 備蓄倉庫の鍵を開け、避難所運営に必要な物品（「3-7. 避難所運営に必要な物品を準備しよう」参照）を取り出しましょう。

チェック

玄関等に避難所の看板（または貼り紙）を設置します

※ 感染症等まん延時には、手指用消毒液を設置し、表示する。

- 選挙看板等、使用可能なものを有効活用します。
- 風で飛ばされないよう、固定できる場所にくくりつけておきましょう。
- 道路から奥まった場所など、わかりにくい場所に避難所がある場合は、表通りの目立つ場所等に案内を掲示しましょう。

チェック

避難者の目につく場所に掲示物を貼り出します

- 「避難所間取り図（受入れスペース及び立ち入り禁止区画の案内）」や「避難所のルール・留意事項の貼り紙」、立ち入り禁止の貼り紙などを避難してきた方の目につく場所（例えば、体育館の入り口等）に貼り出しましょう。

避難生活の長期化が見込まれる場合

チェック

避難所運営委員会を設置します

- 避難生活の長期化が見込まれる場合、「各地区版　資料編２,３避難所運営協議シート」で予め定めたスペースに運営本部を設営し、「避難所運営委員会」の貼り紙を掲示します。

「５－１．避難所運営委員会の設置と避難所運営会議の開催」へ

4-6. 施設管理担当の初動期対応　（1）施設内の確認と資機材の設置

- 施設内に危険箇所の有無と、ライフラインの状況を確認します。
- ライフラインに障害が発生している場合、発動発電機等の備蓄資機材を設置します。

チェック

施設内に危険箇所がないかどうかを点検します。

- 施設内に危険箇所がないかどうかを確認し、危険箇所を発見した場合、貼り紙やロープを使って避難者が立ち入らないようにします。

チェック

避難所内の電気・水道・ガスの状況を確認します。

- 電気がつくか、蛇口から水が出るかどうかを確認します。
- 水道管破裂による水漏れがある場合、元栓を閉めた上で、市上下水道部に連絡します。

チェック

ライフラインの障害に応じて、備蓄倉庫から備蓄資機材を設置します。

チェック　電気が使えない場合

発動発電機を起動します。

チェック　電気が使えず、夜間の場合

可搬型照明機等を設置します。

チェック　水道が使えない場合

貯水槽の利用、又は災害対策本部に応急給水を要請します。

チェック　冬期の場合

ストーブを設置します。

4-6. 施設管理担当の初動期対応　（2）受入れスペースのﾚｲｱｳﾄ

- 災害の状況に応じて受入れスペース等を決定し、避難者を収容します。。
- 避難生活が長期化されることが想定される場合、事前に決めた「避難所間取り図」に基づいて、避難受入れスペースのレイアウトを行います。

チェック

受入れスペース等の避難所内のスペースの配置を決定します

※ 感染症等まん延時には、密集、密接を避けるため、開設時にあらかじめ生活スペースを養生テープで２m四方に仕切っておくこと。（畳、毛布等の利用も可）

- 「各地区版資料編２,３　避難所運営協議シート」を参考として、災害時の状況に応じて、避難者の受入れスペース、ペットスペース等の配置を決定します。

チェック

動線の確保、避難者の管理を目的とした、受入れスペースのレイアウトを行います。

- 避難者の数に応じて、事前に決めた「避難所間取り図」（各地区版資料編２,３　避難所運営協議シート）を参考として、ビニールテープやブルーシートを用いて避難所のスペースをレイアウトします。
- この時点のレイアウトの目的は動線の確保と大きな区割りであり、さらに細かいレイアウトは落ち着いた時点で行うものとします。

（※ 初期から居住スペースを区切ることで、その後の避難者数把握、居住グループ編成等の運営をスムーズに行うことができます）

＜避難所開設・運営ワークショップで出された主な意見＞

△発災直後は人が殺到するため、地区分けは困難（山口地区、鍬ヶ崎地区）
◎旗やダンボールで大体の地区の場所をわかるようにしては（山口地区）
◎間仕切りは最初のうちは不要。長期になったら必要（津軽石地区）

チェック

体育館等の受入れスペースでの避難生活が難しい方のために必要に応じて別のスペース（福祉スペース等）を用意します

- 要介護高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等、居住スペースでの避難生活が難しい方がいる場合、別のスペース（福祉スペース等）を用意します。
- 避難所での生活が困難な場合には、災害対策本部（福祉避難所）に連絡してください。

避難生活の長期化が見込まれる場合　5 - 5 施設管理班の展開期対応「(1)居住ｽﾍﾟｰｽの配置」へ

4-7. 物資食料担当の初動期対応　（1）食料・物資の配布

- 避難所に備蓄されている食料や物資の量を確認した上で、食料・物資を配布します。
- 食料や物資が不足する場合、災害対策本部に要請します。

チェック

備蓄倉庫にある食料や物資の種類、数量を確認します。

チェック

備蓄倉庫の食料や物資を避難者に配布します。

- 地域の代表者に協力を依頼し、地域ごとにまとめて配るなどの工夫をします。

避難所の備蓄食料・物資で足りない場合

チェック

食料や物資の必要数を把握します。

- 食料や物資が足りない場合、必要数を把握します。
- 特に、備蓄品以外の物資（粉ミルク等）については、地域ごとにまとめてもらうなどし、正確に把握します。

チェック

不足物資を本部に要請します。
⇒（「５－６．(1)物資ニーズ集約・要請・配布」参照）

- 「様式 7 救援物資要望リスト」に必要物資を記入し、避難所運営班（第 1 班）を通じて、本部に要請します。

５－６．物資食料班の展開期対応「(1)物資ニーズ集約・要請」へ

4-8. 保健衛生担当の初動期対応　（1）トイレの確保

- 以下のフローを基に、施設のトイレが使用できるか早期に確認した上で、使用できない場合は非常用トイレを設置します。

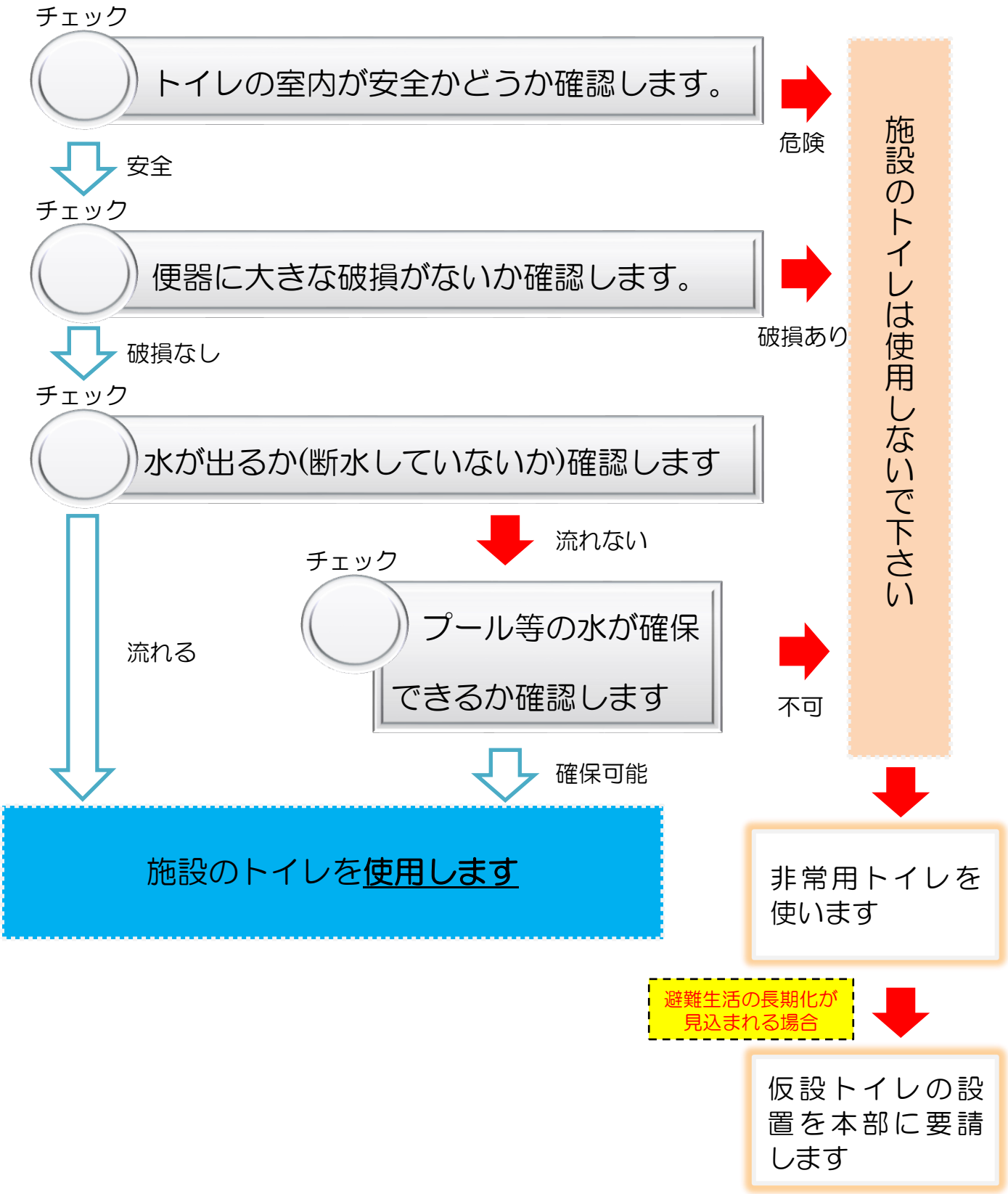

＜トイレ用の水を使って施設のトイレを使う場合の注意事項＞

- 「プールの貯留水」や「河川の水」をポリバケツなどにためて、トイレの流し用水として設置します。
- 使用済みトイレットペーパーを捨てるゴミ箱などを用意します。
  ＊ 用水で流す場合は、ペーパーが詰まるおそれがありますので、使用したペーパーは流さずにゴミ箱（ダンボールなどで可）やごみ袋に捨ててもらいます。
  ＊ 匂いの対策として、ダンボールでふたをするなどの工夫をしましょう。
- 消毒液などを確保し、衛生面に配慮します。
- 使用できるトイレの場所や、使用方法を十分に周知して使用します。

＜避難所開設・運営ワークショップで出された主な意見＞

◎トイレの水を流すのに、プールの水が使える
◎公民館の近くに湧水があったので、トイレの水に使った（以上、中心市街地・愛宕・築地・光岸地・山口地区）
◎停電でトイレの水が流れなかったが、裏の山から水を汲んで使った（磯鶏・河南地区）
◎地区センターの近くにある沢水、井戸水はトイレを流すのに活用できる（藤原・小山田地区）

＜非常用トイレ設置のポイント＞

- 非常用トイレは避難者の受入れスペースに臭いがとどかない場所に設置します。
- 男性用、女性用、優先トイレ用などがわかるように表示しましょう。
- 使用中かどうかわかるように札などを設置しましょう。

4-8. 保健衛生担当の初動期対応　（2）けが人等の応急対応

※ 感染症等まん延時には、出入り時の消毒と検温（朝・夕２回）を行うこと。

- けが人が発生している場合、救護スペースを設置して手当を行います。
- 医療機関に搬送する必要がある場合、災害対策本部に対応を依頼します。

チェック

けが人や病人、妊婦など、応急対応が必要な人を把握します。

- 避難者受入れスペースでの呼びかけ等によって把握します。

チェック

応急対応が必要な場合、救護スペースを設置します。

- 避難所運営協議シートに基づき、救護スペースを設置します
  （救護スペースの貼り紙を掲示）

チェック

救護スペースにおいてできる範囲の応急手当を行います

- 避難者の中に医師・看護師等がいるか確認し、いる場合は対応を依頼します。

医療機関への移送が必要な場合

チェック

災害対策本部に連絡します（または１１９番通報）

- 医療機関への移送が必要な場合、災害対策本部に対応を依頼します。
- 緊急の場合は１１９番に通報します。

4-9.　避難所運営班(第１班)の初動期対応　（１）本部との通信体制の確保

- 避難所運営班（第１班）は移動系防災行政無線を用いて本部への連絡・報告を行う。
- 移動系防災行政無線に障害が発生して使えない場合は、一般通信回線や、NTT 特設公衆電話等あらゆる通信手段を用いて本部との通信体制を確保する。

以下の通信手段で本部との通信体制を確保する。

（１）移動系防災行政無線

本部との通信は基本的に移動系防災行政無線を用いて行う。移動系防災行政無線は避難所に備え付けられているものの他、避難所運営班（第１班）が携帯しているものがある。

※参考：資料編１　移動系防災行政無線使用マニュアル

（２）一般通信回線

移動系防災行政無線に障害が発生して使えない場合は、一般通信回線（固定電話・携帯電話）を用いて、本部との通信手段を確保する。

（３）NTT 特設公衆電話

一般通信回線が輻輳して使えない場合は、NTT 特設公衆電話を用いる。

特設公衆電話用のモジュラージャックは全避難所に設置されており、**災害時は防災備蓄倉庫等から電話機を取り出し、モジュラージャックに接続して使用する**（モジュラージャックの場所は資料編２,３「避難所運営協議シート」を参照）

（ただし、**発信は優先される**が、**着信はできない**ことに留意すること）

（４）伝令

上述のあらゆる手段を用いても通信が確保できない場合は、安全なルートを使って本部に伝令を出すものとする。

4-9.　避難所運営班(第１班)の初動期対応　（２）災害対策本部への報告

➢ 災害対策本部から移動系防災行政無線で、避難所１か所ずつ順番に、開設状況・避難者数・ライフラインの状況を呼びかけるので、自分の避難所の番になったら回答する。

災害対策本部から移動系防災行政無線にて、避難所１か所ずつ順番に、開設状況・避難者数・ライフラインの状況を呼びかけるので、自分の避難所の番になったら回答する。

呼びかけは発災直後から実施する。避難所を一巡したら、再度最初の避難所から呼びかけるので、順次呼びかけに応答して報告を行う。

＜主な報告事項＞

- 避難者数（けが人や災害時要配慮者の数、状況）
  ⇒「4-5．総務情報担当の初動期対応（1)避難所開設の報告と避難者数の把握」参照
- ライフラインの状況
  ⇒「4-6．施設管理担当の初動期対応　（１）施設内の確認と資機材の設置」参照
- 不足物資
  ⇒「4-7．　物資食料担当の初動期対応　（１）食料・物資の配布」参照
- 地域の被害状況

※移動系防災行政無線が使用できない場合は一般通信回線または特設公衆電話等を使用する。

この時点で避難所運営班が参集していない場合

※この時点で避難所運営班が参集していない場合は、開設担当（総務情報担当）が呼びかけに応答して、避難者数を報告し、以降、避難所運営班が参集するまで報告を続けて下さい。

4-10.　災害対策本部の初動期対応　（１）避難所情報の取りまとめ

➢ 移動系防災行政無線で、避難所１か所ずつ順番に、開設状況・避難者数・ライフラインの状況を呼びかけ、「市様式―１　避難所状況一覧表」で取りまとめる。

- 防災行政無線を「統制モード」に設定し、避難所１か所ずつ順番に、開設状況・避難者数・ライフラインの状況を呼びかけ、「市様式１　避難所状況一覧表」に記入する。
- 呼びかけは発災直後から実施するものとし、避難所を一巡したら、再度最初の避難所から呼びかけ、報告を求める。
- なお、連絡が取れない避難所がある場合は、発災後 1~2 時間以内に伝令を出す等によって、避難所の状況を必ず把握する。